

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 策定以降の補足資料の改訂（令和6年3月）

本資料のコンセプト

- 本資料は、教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けに、**人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成20年3月）策定後の社会情勢の変化**を踏まえ、**第三次とりまとめを補足するもの**として作成した参考資料であり、令和5年度までの動向等を踏まえて1年ぶりに改訂するものです。
- 教育委員会や学校現場で人権教育の内容を検討される際には、**第三次とりまとめと併せてご活用ください。**

今回の改訂の主な内容

◆今回の改訂による本文への追記内容・該当ページ

追加内容	該当ページ
(1) 「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）にかかる内容	10、13、14
(2) ハンセン病問題にかかる動向	21、22
(3) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）の制定にかかる内容	3、25、26

◆参考資料として、以下の追加

- ・「こども大綱（抄）」
- ・「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」（令和5年11月30日）
- ・「「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）」（令和5年6月23日）

※このほか、各種関係法令の改正等に関する追記や、参考資料を追加